

◎債権の放棄について

1 債権の種類

給食費

(1) 適用法令

学校給食法第11条

2 債権放棄の内容

子2人に関する平成30年度及び令和元年度当時の中学校給食費（牛乳代）を滞納していた債務者について、破産手続きが完了し令和5年3月2日に免責許可の決定があったため、当該給食費未納分に係る債権を放棄しました。

(1) 債務者

1人

(2) 債権放棄の金額

19,934円（①15,400円＋②4,848円－③314円）

①平成30年度分未納分

7,700円（月額@700×11か月分）×2人＝15,400円

②令和元年度分未納分

4,848円（月額@700×7か月分－1回@52）^{注1}×1人＝4,848円

③簡易配当額^{注2} 314円

注1 未納である9～3月の7か月分から、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校（令和2年3月）により提供できなかった1回分の牛乳代52円を減額した。

注2 破産者の債務整理の結果、市が受領した分配金

(3) 適用法令

横須賀市債権管理条例第13条第1項第2号

(参照)

学校給食法 (抜粋)

(経費の負担)

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

横須賀市債権管理条例 (抜粋)

(非強制徴収債権の放棄)

第13条 市長は、非強制徴収債権について次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等債権を放棄することができる。

(1) (略)

(2) 債務者が破産法(平成16年法律第75号)その他の法令の規定によりその責任を免れたとき。

(3)～(7) (略)

2 (略)

(議会への報告)

第14条 市長は、前2条の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告するものとする。